



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

○ 告示

目次	(取扱課室名)	ページ
*256 公衆浴場入浴料金の指定	(食品・生活衛生課)	1
257 令和6年度特定計量器定期検査	(商工観光労働総務課)	1
258 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課)	3
259 道路の区域変更	(道路保全課)	3
260 道路の供用開始	(")	4
261 道路の区域変更	(")	4
262 道路の供用開始	(")	5
263 "	(")	5

告 示

和歌山県告示第256号

物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）附則第4項の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和6年4月1日から施行する。

令和元年和歌山県告示第454号（公衆浴場入浴料金の指定）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

区 分	大 人 (12歳以上)	中 人 (6歳以上12歳未満)	小 人 (6歳未満)
料 金	490円	170円	100円

備考 公衆浴場衛生基準等に関する条例（昭和23年和歌山県条例第41号）第1条の2第2号に規定するその他の公衆浴場については、この統制額を適用しない。

和歌山県告示第257号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、令和6年度特定計量器定期検査の対象となる特定計量器、実施区域、実施場所及び実施期日を次のとおり定めたので、告示する。

令和6年3月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 集合場所検査

実施区域	実施場所	実施期日
紀美野町	紀美野町役場長谷毛原出張所	令和6年4月25日
	紀美野町役場国吉出張所	〃

	ながみね農業協同組合美里支店	〃
	紀美野町農業構造改善センター	令和6年4月26日
	紀美野町中央公民館	〃
海南市	海南市民交流センター	令和6年5月8日
	旧加茂川幼稚園	〃
	海南保健所	〃
	塩津コミュニティセンター	令和6年5月9日
	海南市下津行政局	〃
	亀川公民館	令和6年5月10日
	海南市役所野上支所	〃
	黒江防災コミュニティセンター	〃
	内海公民館	令和6年5月14日
	海南保健福祉センター	〃
広川町	広川町役場	令和6年5月22日
湯浅町	湯浅町役場	令和6年5月23日
有田川町	有田川町安諦地区基幹集落センター	令和6年6月4日
	清水保健センター	〃
	JAありだAQ総合第2選果場	令和6年6月5日
	JAありだ清水営農センター城山サブセンター	〃
	有田川町役場金屋庁舎	令和6年6月6日
	きびドーム	令和6年6月12日
	〃	令和6年6月13日
	〃	令和6年6月14日
串本町	串本町公民館田並支館	令和6年6月18日
	串本町文化センター	令和6年6月19日
	旧串本町役場古座分庁舎	令和6年6月20日
	山村交流センター	〃
有田市	宮崎公民館	令和6年6月25日
	宮原公民館	〃
	保田公民館	令和6年6月26日
	初島公民館	〃
	有田市民会館	令和6年7月2日
岩出市	岩出市立市民総合体育館	令和6年7月5日
那智勝浦町	宇久井区民会館	令和6年7月9日
	那智勝浦町役場色川出張所	〃
	天満公民館	令和6年7月10日
	和歌山東漁業協同組合浦神支所	〃
	那智勝浦町役場下里出張所	〃
	那智勝浦町役場太田出張所	〃
	那智勝浦町役場	令和6年7月11日

北山村	北山村観光センター	令和6年9月12日
田辺市本宮町	田辺市本宮行政局	令和6年9月13日
新宮市	新宮市熊野川行政局	令和6年9月13日
	佐野会館	令和6年9月25日
	新宮市立総合体育館	令和6年9月26日
	〃	令和6年9月27日
	高田グリーンランド	〃
太地町	太地町公民館	令和6年10月1日
古座川町	古座川町役場七川出張所	令和6年10月2日
	明神生活改善センター	〃
	古座川町中央公民館	令和6年10月3日
紀の川市	紀の川市役所那賀支所	令和6年10月7日
	粉河ふるさとセンター	令和6年10月8日
	紀の川市役所貴志川支所	令和6年10月9日
	紀の川市役所桃山支所	〃
	紀の川市役所本庁南別館（打田保健福祉センター）	令和6年10月17日
	〃	令和6年10月18日

3 所在場所検査

2の規定にかかわらず、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する場合にあっては、令和6年4月25日から令和7年3月31日までの間に、その計量器の所在する場所において実施する。

和歌山県告示第258号

令和6年和歌山県告示第127号（以下「告示第127号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年3月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

野下幸男

野下昌子

久保義彦

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第127号のとおり

和歌山県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
日高郡みなべ町清川字中用川1780番7地先から同町清川字中用川1780番3地先まで	旧	5.85) 26.55	1,045.00	切目辻隧道 L=420.00 (うち日高振興局管内 L=199.80)
同上	新	5.85) 26.55	1,045.00	切目辻隧道 L=420.00 (うち日高振興局管内 L=199.80)
日高郡みなべ町清川字中用川1780番7地先から同町清川字中用川1780番12地先まで	新	9.31) 40.00	538.21	切目辻トンネル L=829.00 (うち日高振興局管内 L=373.20)

和歌山県告示第260号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 日高郡みなべ町清川字中用川1780番7地先から同町清川字中用川1780番12地先まで

供用開始の期日 令和6年3月22日

和歌山県告示第261号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市龍神村福井字手谷2332番16地先から同市龍神村福井字手谷2332番16地先まで	旧	5.85) 28.20	555.60	切目辻隧道 L=420.00 (うち西牟婁振興局管内 L=220.20) 君渕橋 L=13.50
同上	新	5.85) 28.20	555.60	切目辻隧道 L=420.00 (うち西牟婁振興局管内 L=220.20) 君渕橋 L=13.50
同上	新	8.20) 40.60	648.30	切目辻トンネル L=829.00 (うち西牟婁振興局管内 L=455.80) 新君渕橋 L=15.90

和歌山県告示第262号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 田辺市龍神村福井字手谷2332番16地先から同市龍神村福井字手谷2332番16地先まで

供用開始の期日 令和6年3月22日

和歌山県告示第263号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 江川小松原線

供用開始の区間 御坊市藤田町藤井字星田1867番10地先から同市藤田町藤井字星田1870番1地先まで

供用開始の期日 令和6年3月22日